

株 主 各 位

岡山市南区浜野1丁目4番34号

株式会社 岡 山 製 紙

代表取締役社長 津川 孝太郎

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月21日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月22日(水曜日)午前10時  
2. 場 所 岡山市北区下石井2丁目6番1号  
アークホテル岡山 3階 牡丹の間

### 3. 目的事項

#### 決議事項

#### <株主提案>

第1号議案 津川孝太郎取締役の解任の件

第2号議案 自己株式取得の件

第3号議案 定款一部変更の件(レブロン義務の規定)

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載しております。

### 4. その他議決権行使についてのご案内

(1) 第1号議案から第3号議案までの株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。

(2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
2. 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okayamaseishi.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

本臨時株主総会の招集請求および第1号議案から第3号議案までの提案は、いずれも株主3名によるものであります。

第1号議案から第3号議案までの株主提案につきましては、取締役会としては、後述のとおりいずれにも反対いたします。

以下の株主総会の目的である事項、招集の理由、議題、議案の要領および提案の理由につきましては、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。（但し、会社注参照）

### <株主による招集>

#### 株主総会の目的である事項

取締役津川孝太郎氏の解任、自己株式取得、定款の一部変更

#### 招集の理由

当社は、一株あたり純資産が1600円を超える一方で、株価は500円程度と、低迷している。このような中で、請求者らは、当社の抜本的な経営改革を求めて、前回2016年8月に開催された当社の定時株主総会において、株主提案を行ったほか、「バイオマス発電事業への参入」「さらなる自己株式の取得」などを求める経営改革について、経営陣に対して、非公式に提案しているが、当社経営陣は、一向に株主との対話に応じる態度を示していないばかりか、当社代表取締役の津川孝太郎氏は、平成28年8月26日の定時株主総会において、株主提案の説明時間を不当に制限し、株主からの質問を不当に打ちきろうとするなど、わが国の金融庁や東京証券取引所などが定めた「コーポレートガバナンスコード」の趣旨を踏みにじるような、前時代的な株主総会を行った。

当社の株価が低迷しているのは、ROE（株主資本利益率）などの概念を理解していない経営陣が、他の取締役らと馴れ合いの経営を継続しているからであり、代表取締役の交代を含む、抜本的な経営改革を行える取締役会構成の変更が必要である。

なお、株主提案者らは、当社の筆頭株主である王子ホールディングスには、同じく「コーポレートガバナンスコード」の理念や、米国デラウェア州の会社法判例理論で定められている支配株主の少数株主に対する忠実義務などを踏まえ、当社の中長期的な株主価値の最大化に対して、臨時株主総会での株主提案議案に対して、合理的な議決権行使を行っていただくように、別個公開書簡を送る予定であります。

## ＜株主提案＞

### 第1号議案 津川孝太郎取締役の解任の件

#### 議案の要領

取締役の津川孝太郎を解任する。

#### 提案の理由

2016年8月26日開催の当社定時株主総会では、株主より20の議題提案があったが、津川氏が株主に対して、説明時間として与えたのはたった5分であった。これはつまり、1議題について15秒で説明しなくてはならないことになる。津川氏は株主からの議題説明に十分な時間を与えたとはいえず、また、株主からの議題説明について関心を寄せていないことが懸念される。そして、総会開催から90分程度経過したころ、当社製品の販社社長である株主が、打ち切りを求める発言を、議長が会場に動議と曲解し、審議打ち切りを宣言、そのまま質疑応答の打ち切り採決し、可決となった。第二次安倍政権成立後に導入された「コーポレートガバナンスコード」は、我が国の資本市場において、他の先進国同様の資本効率の実現や、上場企業の中長期的な株式価値の増加を目指しているものであり、国際的にも高い評価を得ているが、あくまでその趣旨を踏まえた実行は、各上場企業の自律的な努力に基づいて運営されるべきものである。しかしながら、津川氏は、その株主総会での態度を見る限りにおいても、「コーポレートガバナンスコード」の趣旨を踏みにじる株主総会運営を行っているとしか判断できない。このような代表取締役は、経営者として不適格であり、取締役から解任されるべきである。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

代表取締役津川孝太郎は、取締役として法令及び定款に従い忠実にその職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。同取締役は、当社定款第12条に基づき、当社株主総会の議長としてその議事進行を執り行っておりますが、前回の定時株主総会を含め、毎回の定時株主総会の議事につき、適法かつ適正・妥当な議事進行を行っております。

前回の定時株主総会（平成28年8月26日開催）におきましては、株主様からのご提案議案が20個もの多数に及んでおりましたが、ご提案株主様より当社に事前にご送付いただきました株主提案書記載の提案事項全文を招集通知書に記載し、全株主様への事前の周知を図っております。また、総会当日におきましても、ご提案議案に係る補足の説明時間に加え、十分な質問時間を設け、質問を受けた同取締役ほか当社取締役らは、いずれも株主様からのご質問事項に対し誠

実に答弁いたしました。

なお、上記質疑応答開始より採決に至るまでの時間は概ね1時間20分であり、ご提案株主様からのご発言がその大部分を占めておりましたところ、最終採決段階では、提案株主様を含む全ての株主様の了承のもと採決がなされ、2時間15分に及ぶ上記株主総会は平穩に閉会・終結いたしました。

以上経緯のとおり、上記株主総会におきましては、議長を務めた同取締役において、コーポレートガバナンスコードの趣旨に則り、株主様との対話の場であることを認識し、適法・適切に議事進行を執り行っております。

この度のご提案理由は、上記議事進行の全体を俯瞰することなく、その一部のみを殊更強調されたものと言わざるを得ず、同取締役の解任事由は全く存しないものと思料します。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

## **第2号議案 自己株式取得の件**

### **議案の要領**

本株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数400,000株、取得価額の総額3億円（ただし、分配可能額の範囲内）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### **提案の理由**

当社は、不必要に過大な現金や投資有価証券を保有しており、それが株主資本利益率（ROE）の低下に繋がり、株価が著しく低迷する事態を招いている。当社のROEは、3%に満たない水準である。他方で、経済産業省の「伊藤レポート」でも、我が国の上場企業がめざすべき最低のROEとして、8%を数値目標として事実上設定している。当社の経営陣は、中長期的な株式価値の上昇に無関心かつ株主との対話を事実上拒否しており、上場企業の経営者として、その社会的な責務を果たしているとは言えず、論外であるというより他ない。当社の中長期的な株式価値を向上させるため、当社の手持ち現金を自己株式取得のために使用し、不要な現金等の資産は、株主に還元すべきである。

### **◇当社取締役会の意見**

**本議案に反対いたします。**

当社は、会社法第165条第2項および定款第33条の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することをこれまでも行ってきたところであり、これからも必要により取締役会の判断で行うことが適切だと考えます。

現金等の資産につきましては、装置産業である当社の設備投資は金額が大きく、実施するときには可能な限り自己資金で行いたいため、資金をプールしているもので、不要な資金ではないと考えます。  
したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件（レブロン義務の規定）

#### 議案の要領

「当社取締役会は、米国デラウェア州の少数株主保護に関するレブロン義務に相当する義務、すなわち取締役会が会社を売りに出すと決めた場合には、最も高い値段を提示した買取者に対して売却する義務を負うものとする。これに違反した場合には、かかる意思決定に賛成した取締役及び監査役は、すべての少数株主に対して、最も高い値段を提示した買取者と、実際の売却相手との売却価格の差額について、損害賠償責任を負うものとする。」という条項を、定款に記載する。

#### 提案の理由

我が国は、ようやく「コーポレートガバナンスコード」や「スチュワートシップコード」などの制定により、少数株主保護の必要性も多少は論じはじめられるようになったが、我が国の会社法実務においては、米国のレブロン義務、すなわち「取締役会は、会社を一旦売りに出すと決めたら、最も高い値段の相手に売る義務」については、これが取締役が存在するということが、法令上あるいは判例理論上、必ずしも明らかになっていないため、大株主による一株あたり純資産を大幅に下回る価格での買取に、取締役が賛成することが、ありふれており、少数株主保護が、諸外国と比べておざなりになっている。しかしながら、かかる少数株主保護の規定を、定款で規定し、取締役の義務として別個に規定することは、取締役の少数株主に対する忠実義務をより明確化させ、結果として当社の少数株主の利益を保護することにつながる。

#### ◇当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

現在の日本の会社法の議論においては、企業買取に際して、取締役の任務としてその買取対価の適切性について判断することが含まれていると解されるところであり、議案のような定款の条項は不要であると考えます。

さらには、当社取締役会は、純利益を高めるため、経営努力を傾注しており、会社を売りに出すなど全く考えておりません。予定にない事態を想定した定款の一部変更の必要はなく、逆に弊害であると考えます。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対いたします。  
付言するに、当社取締役ら一同は、会社に対し、善管注意義務、忠実義務を負っており、今後もこれら義務を果たす所存であります。

以 上

### <会社注>

以上のうち、当社取締役会の意見に係る部分以外につきましては、提案株主様から送付された株主総会招集請求書の内容を原文のまま記載しておりますが、提案株主様以外の株主様のご理解に資するよう、次の点を変更しております。

1. 株主総会の目的である事項のうち、津川幸太郎とご記載のうち幸を孝と変更。
2. 招集の理由のうち、津川考太郎とご記載のうち考を孝と変更。
3. 第2号議案 議案の要領のうち、交付を持ってとご記載のうち持ってをもってと変更。

### ○議決権行使上のご注意

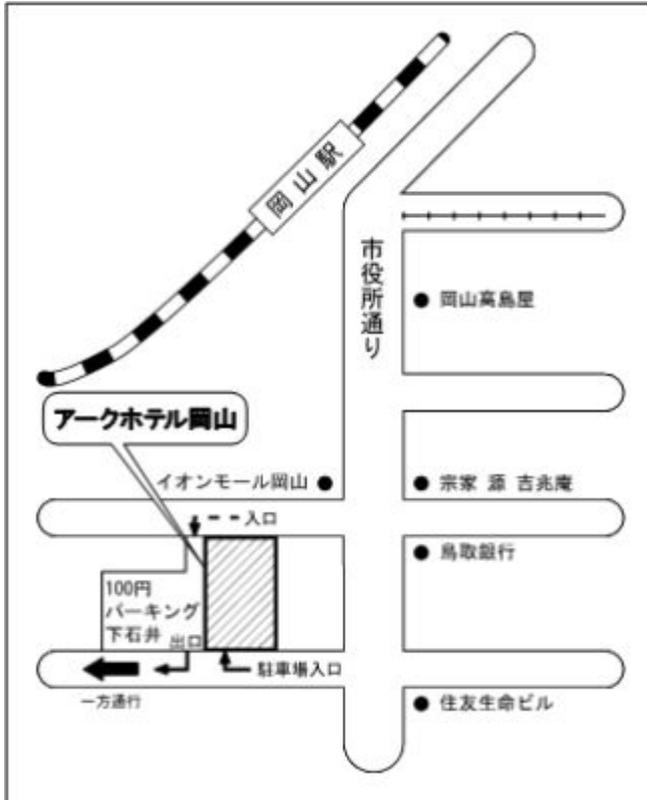
- |  |
|--|
| <p>(1) 第1号議案から第3号議案までの株主提案につきましては、当社取締役会は、そのいずれにも反対しております。</p> <p>(2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> |
|--|

(メ モ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内略図

岡山市北区下石井2丁目6番1号  
アークホテル岡山 3階 牡丹の間



● J R 岡山駅より徒歩約7分

（当日駐車場をご利用の方は、アークホテル岡山の駐車場）  
（または100円パーキング下石井をご利用ください。）